第一四類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品										
一四・〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、藤、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）										
一四〇一・一〇	竹										
一四〇一・二〇	藤										
一四〇一・九〇	その他のもの										
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）										
	その他のもの										
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）										
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう										
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）										
	豚脂										
	酸価が一・三を超えるもの										
	その他のもの										
一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）										
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）										
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物										
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）										
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物										
	鯨油										
	その他のもの										
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）										
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物を混合したものを含み、（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物										
	粗油										
	その他のもの										
一五一二・一一	綿実油及びその分別物										
一五一二・一九	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）										
一五一二・二一	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの										
	その他のもの										
一五一二・二九	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの										
	その他のもの										

一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
	亜麻仁油及びその分別物										
一五一五・一一	粗油										
一五一五・一九	その他のもの										
	とうもろこし油及びその分別物										
一五一五・二一	粗油										
一五一五・二九	その他のもの										
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物										
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物										
一五一五・九〇	その他のもの										
	オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物										
	その他のもの										
	酸価が〇・六を超えるもの										
	サチャインチ（ブルケネティア・ヴォルビリス）の種のみから得た油及びその分別物										
	その他のもの										
	その他のもの										
	サチャインチ（ブルケネティア・ヴォルビリス）の種のみから得た油及びその分別物										
	その他のもの										
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）										
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）										
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）										
一五一七・九〇	その他のもの										
	動物性油脂又はその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含む。）の混合物（その他の調製をしたものを除く。）										
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの										
	その他のもの										
	植物性油脂又はその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含む。）の混合物（その他の調製をしたものを除く。）										
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの										
	その他のもの										
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）										
